

別紙15（海岸保全施設整備事業に係る運用）

第1 趣旨

海岸保全施設整備事業（以下この別紙において「本事業」という。）は、海岸法（昭和31年法律第101号）第2条の2に基づき主務大臣が定める海岸保全基本方針に基づき、沖縄県知事が定める海岸保全基本計画により、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土の保全に資することを目的とする。

(1) 農地保全に係るもの（海岸法第40条第1項第3号及び4号並びに同条第2項）

沿岸域の農地とそこで展開される農業生産活動を守り、食料の安定供給の確保と安全な農村地域の形成を図る。

(2) 漁港区域に係るもの（海岸法第40条第1項第2号並びに同条第2項）

漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮を確保する。

第2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙11の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙11第2の2から第6まで及び別記様式第1号から第15号までは、本事業について準用する。この場合において、これらの規定中、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第3の1の柱書き	実施要綱第7 農地保全に係るものについては、地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農林水産省農村振興局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下この別紙においては同じ。）、漁港区域に係るものについては、水産庁長官に	交付要綱第18 内閣府沖縄総合事務局長に
第3の2の表の区分1の(1)の(3)及び(2)の(3)	海岸ごとの総事業費が以下のとおりであること。 離島、奄美、北海道5,000万円以上 その他10,000万円以上	海岸ごとの総事業費が5,000万円以上であること。
第3の4(1)	農地保全に係るものについては、地方農政局長等、漁港区域に係るものについては、水産庁長官に	内閣府沖縄総合事務局長に
第3の4	(2) 年度別事業計画書の内容 年度別事業計画書は、次に掲	(2) 年度別事業計画書の内容 内容

	<p>げる事項について定めるものとする。</p> <p>ア 年度別事業計画書（別記様式第12号）</p> <p>イ 計画内容を示す図面及び写真</p> <p>ウ その他事業の実施に当たって参考となる事項</p>	<p>年度別事業計画書は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>ア 年度別事業計画書（別記様式第12号）</p> <p>イ 計画内容を示す図面及び写真</p> <p>ウ その他事業の実施に当たって参考となる事項</p> <p>(3) 変更の手続き</p> <p>要綱第9に基づく軽微な変更以外の変更を行う場合は、併せて年度別事業計画も(1)、(2)の手續に準じて行うものとする。</p>
第4の2	<p>(1) 工事費</p> <p>① 本工事費</p> <p>② 附帯工事費</p> <p>③ 船舶及び機械器具費</p> <p>④ 測量及び試験費</p> <p>⑤ 用地及び補償費</p>	<p>(1) 工事費</p> <p>① 本工事費</p> <p>② 附帯工事費</p> <p>③ 船舶及び機械器具費</p> <p>④ 測量及び試験費</p> <p>⑤ 用地及び補償費</p> <p>(2) 効果促進事業の実施に要する経費</p>
第6	<p>地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）</p>	<p>農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知）、地域自主戦略交付金制度要綱（平成23年4月1日付け22農振第2184号農林水産事務次官依命通知）</p>
別記様式第1号、第11号、第13号及び第15号	<p>〇〇県（都道府）知事 〇〇〇〇</p> <p>〇 又は〇〇県（都道府）〇〇市（町村）長 〇〇〇〇</p>	<p>沖縄県知事 〇〇〇〇</p>
別記様式第1号、第13号及び第15号	<p>農山漁村地域整備交付金実施要領別紙11（海岸保全施設整備事業に係る運用）</p>	<p>沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙15の第2で準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙11</p>
別記様式第12号	<p>農山漁村地域整備交付金（海岸保全施設整備事業）年度別事業計画書</p>	<p>海岸保全施設整備事業年度別事業計画書</p>